（定期自主検査の方法）

第八十九条　法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（定期自主検査の実施時期）

第九十条　法第七十七条の定期自主検査は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に掲げる期間ごとに一回以上行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で定期自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

一　坑井及びその附属設備　二年

二　掘削用機械　二年

三　圧送機　二年

四　高圧ガス製造設備　一年

五　火薬類取扱所　二年

2　前項の規定にかかわらず、使用を休止した貯留等工作物であって、様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に届け出たものであり、かつ、前回の定期自主検査（定期自主検査を行ったことのない工作物にあっては、使用前自主検査。次項において同じ。）の日から当該工作物を再び使用しようとする日までの期間が二年以上（前項第四号に掲げる工作物にあっては、一年以上）であるもの（第四項において「休止貯留等工作物」という。）にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日までに行えば足りるものとする。

一　使用を休止した貯留等工作物の位置及び範囲等を明示した図面

二　使用を休止した貯留等工作物について講じた措置を記載した書面

3　法第七十七条の規定により、第一項の定期自主検査の日から二年を経過した日（第一項第四号に掲げる工作物にあっては、一年を経過した日。以下この項及び次条第一項第一号において「基準日」という。）の前後一月以内に行った場合にあっては、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

4　休止貯留等工作物にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日の三十日前までに、様式第五十九による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第九十一条　法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　定期自主検査年月日（基準日と異なる場合にあっては、定期自主検査年月日に加え、当該基準日）

二　定期自主検査の対象

三　定期自主検査の方法

四　定期自主検査の結果

五　定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）

六　定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　定期自主検査の結果の記録は、定期自主検査を行った日から起算して五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第九十二条　第八十七条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十六条第一項及び第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合にあっては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三章　導管輸送事業

第一節　導管輸送事業の届出等

（導管輸送事業の届出）

第九十三条　法第七十八条第一項の規定による導管輸送事業の届出をしようとする者は、様式第六十による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第七十八条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　導管の設置の場所

二　導管の内径

三　導管の総延長

四　圧送機を設置する場合にあっては、圧送機の設置の場所及び能力別の数

3　法第七十八条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　導管内における二酸化炭素の圧力

二　二酸化炭素の輸送量

三　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

四　その行う導管輸送事業に関連して行うものの概要

4　法第七十八条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　導管輸送工作物の概要を記載した書類

二　二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所並びに導管輸送工作物の位置を明示した地形図

三　二酸化炭素を受け入れる場所ごとの輸送量及び引き渡す場所の輸送量を記載した書類

四　主たる技術者の履歴書

5　法第七十八条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第六十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（導管輸送事業者の地位の承継の届出）

第九十四条　法第七十九条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十二による届出書に導管輸送事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（導管輸送事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第九十五条　法第八十条第一項の規定による導管輸送事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第六十三による届出書に休止し、又は廃止した理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第八十条第二項の規定による導管輸送事業者（法第七十八条第三項に規定する導管輸送事業者をいう。以下同じ。）たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第六十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（流量等の測定方法）

第九十六条　法第八十一条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　輸送する法第二条第一項に規定する二酸化炭素の温度

二　輸送する法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度

2　法第八十一条の規定による流量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

一　流量にあっては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、流量を自動的に記録する流量計により測定すること。

二　圧力にあっては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計により測定すること。

三　温度にあっては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、温度を自動的に記録する温度計により測定すること。